







# 糸魚川市内の昨年の 水田の賃借料参考額

令和5年1月から令和5年12月までに締結・公告された農地(田)賃貸借における10a当たりの 賃借料の水準は次の表のとおりです。

「賃借料情報」は賃借料の範囲を定めるものではありません。

個々の事情を勘案して貸し手・借り手で協議のうえ決定してください。

## 【令和5年賃借料情報】

(田10a当たり)

地区名	平 均 額 (円)	最 高 額 (円)	最 低 額 (円)	データ数 <b>(</b> 筆数)
浦本地区	_	_	_	_
下早川地区	9,900	15,300	3,900	209
上早川地区	8,200	11,600	4,000	91
大和川地区	_	_	_	_
西海地区	7,500	11,200	3,100	155
糸魚川地区	11,000	14,500	7,200	41
大野地区	7,400	10,100	2,700	18
根知地区	9,100	14,500	4,000	141
小滝地区	_	_	_	_
今井地区	12,900	14,500	10,000	42
磯部地区	6,900	10,000	4,100	37
能生地区	_	_	_	_
能生谷地区	11,800	20,000	3,600	203
木浦地区	_	_	_	_
青海地区(全域)	_	_	_	_

(補足) \*1 データ数は集計に用いた筆数です。

- \*2 著しく高額または低額な契約、無償の貸借契約はデータ数から除外しています。 \*3 平均額は、データ数の加重平均値を四捨五入し、100 円単位としたものです。
- \*4申請件数の少ない地域は表示していません。
- \*5 物納(お米) については、60kg 当たり 14,500 円で換算しています。 \*6 平成 21 年の農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。

# こんな時は農業委員会への手続きが必要です

## 農地を売買する

農地法第3条により、農業委員会の許可が必要です

○ 農地法第3条許可を受けただけでは法務局の登記上の所有権は変わりません 必ず法務局で所有権移転の登記申請を行ってください

農地を農地以外(※1) にする(転用)

農地法第4・5条により、農業委員会の許可が必要です

農地法第4条

農地の所有者自らがその農地を転用する場合

農地法第5条

農地を買うまたは借りてその農地を転用する場合

※1 住宅を建てる、駐車場にする、資材置き場にするなど

耕作をやめる

農業委員会へ届出が必要です

○ 農地の耕作をやめる場合、休耕の届出が必要です

※多面・直払に含まれる農地など、地域と調整が必要または受付できない場合があります

農地の相続を した場合

農業委員会へ届出が必要です





## 農地を貸借する



貸借には手続きの方法が3種類あります				
	①農地法第3条	②利用権	③中間管理事業	
根拠法	農地法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法(~ R6 年度) 農地中間管理事業の推進に 関する法律(R7年度~)	
契約方法	貸し手 📛 借り手		貸し手 🔷 農地中間管理機構 🖨 借り手	
契約期間	双方合意で決定(3年・5年など)		原則 10 年以上	
手数料	なし		賃貸借の場合に双方より 0.5%	
問い合わせ先	農業委員会		農林水産課	
②利用権については、令和7年3月で廃止となります				



## 令和6年4月から農地転用の許可申請書等の 提出締切日を変更します

変更後:毎月5日締切 変更前:毎月10日締切

※締切日が土日・祝日にあたる場合は、前日になります

※提出先は農業委員会事務局です



# 法務局からのお知らせです



## **送和6年4月1日** から相続登記の申請が **義務化** されます。

- ※ 正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- 令和6年4月1日以前に発生した相続も対象となります。
- ◇ 相続登記の申請手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。
- ◇ 弁護士・司法書士など相続・登記の事門家への相談も、ご検討ください。









新潟地方法務局 糸魚川支局 (☎ 025-552-0356)

発行: 糸魚川市農業委員会事務局 糸魚川市-の宮 1-2-5(市庁舎内) TEL.025-552-1511 FAX.025-552-1086

## 令和6年度

## 糸魚川市農作業標準料金表

### 1. 農作業 標準賃金

(単位:円)

作 業 区 分	基準	賃 金	摘要
一般作業(標準賃金)	8時間/日	8,300	◎まかない(食事)なし。 ※ただし、作業内容・程度により受委託者間 で協議する。

### 2. 農業機械作業 標準料金 (消費税含む)

(単位:円)

作業名	機械等	区分	基準	作業料金	摘要	
水田耕起	トラクター	未整備田	10a	7,800	◎「整備田」とは土地改良法に基づく整	
水田 新起 「「フフター」		整備田	10a	7,000	備田とする。	
水田代かき トラクター		未整備田	10a	8,800	◎1 枚 10a 未満の圃場は5割を上限とし て割増を加算する。	
<u>уш</u> уу.с		整備田	10a	8,400	□ ◎湿田、倒伏など作業条件の悪い場合は	
田植	田植機	未整備田	10a	8,300	5割を上限として割増を加算する。た だし、著しく条件が劣悪な場合は、こ	
	山 恒 板	整備田	10a	7,500	の限りではない。	
田植	側条施肥	未整備田	10a	9,300	◎補助作業は標準料金外とし、受委託者 間で協議する。	
W 16	田植機	整備田	10a	8,600	   ○側条施肥田植機は肥料代を含まない。	
稲刈りこ	コンバイン	未整備田	10a	22,900	◎隅植えや隅刈りは委託者が行う。	
118 AU O		整備田	10a	20,100		
生もみ運搬	自動車等	_	玄米 60kg	200	◎道路受けとする。	
乾燥・調製(籾摺)		玄米 60kg		2,400	◎生籾については、水分30%以上は標準料金の2割を加算する。	
		玄米 60kg (色選利用)		3,200	● ◎乾燥·調製を基本とし、乾燥のみ·粉 摺のみは受委託者間で協議する。 ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
土改材散布	機械	_	10a	1,200	◎140kg/10a 散布基準	
満切り	乗用に限る	_	10a	1,600	◎枕地を含め 10a の圃場で 2 往復、30a の圃場で 3 往復とする。排水□へのつ	
		_	30a	2,600	なぎ作業は委託者が行い、基本以上の 溝を切る場合は協議する。	
畦 塗 り	機械		1m 当たり	50	◎畔の片面	

<sup>※</sup>耕地条件や作業内容等、実情により摘要事項を確認し両者で協議のうえ決定してください。また、作業料金は機械による 作業のみの料金です。田植え等で補助員がつく場合は、農作業標準賃金を目安に料金を両者で協議して決定してください。

#### 3. 機械の移送料金

(単位:円)

作 業 名	基準	料金	摘 要
トラクター·田植機·	片 道	3,000	◎5kmを超える場合の加算額は、受委託
コンバインの移送料	(1回当たり) 5km 以内		者間で協議する。

◎上記に記載した料金はあくまでも目安です。実際の金額は耕地条件、稲の倒伏 状況などにより、両者で協議のうえ決定してください。

糸魚川市農作業標準料金策定会議